

全学教育科目の履修・試験・成績に関する内規

平成 9年4月 3日	全学共通教育実施委員会承認
平成 9年5月27日	教務委員会 了承
平成13年2月 9日	全学共通教育実施委員会承認
平成13年4月25日	全学教育実施委員会 承認
平成17年1月26日	全学教育実施委員会 確認

本内規は、九州大学全学教育科目履修規則（以下、「履修規則」という。）第9条に基づき、定めるものである。

（履修手続き）

第1条 学生は、各学期始めに履修を希望する科目の担当教員に聴講届を提出して、履修の許可を受けるとともに、所定の期日までに履修・受験届を全学教育副機構長に提出しなければならない。（注 履修規則第5条）

（単位と成績）

第2条 各科目の単位は、授業終了後その成績によって与えられる。

2 成績は、試験の結果と平素の学習状態とを総合して判定する。なお、実験、実習及び健康・スポーツ科学実習等については、平素の学習成績を試験に代えることがある。（注 履修規則第6条）

第3条 成績は100点法により採点し、60点以上をもって合格とする。評点は、次の基準により、優、良、可、不可の標語で表示する。（注 履修規則第8条）

100点～80点 優、79点～70点 良、69点～60点 可、59点～0点 不可

第4条 成績は、試験終了後に担当教員からの報告に基づく成績通知表により発表する。なお、評点は発表しない。

第5条 一度修得した単位は、学生の希望によって取り消すことができない。また、一度修得した単位を更に修得することはできない。

（定期試験）

第6条 定期試験は、原則として各学期末に行う。ただし、特別の必要があるときは、全学教育実施委員会の議を経て、適宜の時期に行うことがある。（注 履修規則第7条1）

第7条 定期試験の受験資格は、所定の期日までに所定の様式の履修・受験届を提出し、かつ、その学期の実授業時間数の3分の2以上出席した学生にのみ与えられる。（注 履修規則第7条2）

（追試験）

第8条 定期試験を受験できなかった学生については、病気、その他正当な理由があると全学教育実施委員会が承認した場合に限り、追試験を行う。

第9条 追試験を希望する学生は、定められた期日までに出願理由を証明する書類を添えて願書を全学教育機構長に提出しなければならない。

第10条 追試験の成績は、得点の80%以下とする。

（実施細則）

第11条 この内規の実施に関し、必要な事項は、全学教育実施委員会が細則で定める。

附 則 この内規は平成13年度から実施する。